

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

(質問の事項及び要旨)

一 区内空き家の適正管理と有効活用を

(一) 「特定空き家」の適正管理について

【要 旨】

平成二十六年第一回定例会でも空き家対策の更なる推進を求め質問し、現在、北区が行っている老朽家屋除却支援事業では、「所有者の特定に時間を要する物件、権利関係が複雑な物件等があり、なかなか除却に至らないケースもある」との答弁だった。

今回の空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されたことにより、区として、具体的にどのような取り組みを行い「特定空き家」を適正に管理しようとしているか。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

一 (一)

はじめに、区内空き家の適正管理と有効活用を、
とのご質問にお答えします。

まず、「特定空き家」の適正管理についてです。

区では現在、建築基準法に基づき、
危険な空き家の所有者に対し、
是正指導を行いながら、
併せて建物の除却に要する費用を助成しております。

これまで、所有者の特定に至らず、
対応出来なかった事例も多くありましたが、今回、
空家等対策の推進に関する特別措置法の施行により、
固定資産税情報の利用が可能になることから、
所有者の特定をはじめ、
空き家にかんする情報収集も円滑に
進められると考えております。

(後頁へ続く)

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

(前頁から続く)

今後、区としましては、

この情報をもとに所有者を訪問し、

是正指導を行い、

所有者の協力のもと、

特定空き家等の適正な管理に

取り組んでまいります。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

(質問の事項及び要旨)

- 一 区内空き家の適正管理と有効活用を
- (二) 「特定空き家」の代執行について

【要 旨】

個人資産である空き家は自主撤去が基本です。
 代執行前に所有者に対応を促す工夫が求められるかと思
 うが、代執行までの一連の流れの中で、どのような
 工夫を考えているか。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

一 (二)

次に、特定空き家の代執行についてです。

所有者の協力が得られない場合の

建物の除却等は、

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく

特定空き家等に認定した上で、

指導・勧告・命令・代執行の手順で

進めていくこととなります。

代執行は、公平性・緊急性などを考慮し、

慎重に見極める必要があると考えています。

区としましては、国のガイドラインに基づき、

特定空き家等の認定基準を定めてまいります。

代執行前の対応につきましては、

所有者に対する是正指導を粘り強く行うとともに、

今後、先進自治体の事例などを参考に

検討してまいります。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

一 区内空き家の適正管理と有効活用を

(三) 居住可能な空き家の有効活用について

【要 旨】

平成二十七年第一回区議会定例会の区政執行の基本方針についての所信では、「住宅対策について、親元近居助成の要件を緩和して、子育てファミリー層の誘致を積極的に進めるとともに、居住可能な空き家について、北区の実情を踏まえた有効な利活用の方策を検討します。」と述べている。

居住可能な空き家の活用策としては、そのまま住まいとして活用する方策もあるが、地域のさまざまな活動の場所として活用する方策などもある。

現在、北区において、どのような検討が行われているのか伺う。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

一 (三)

次に、居住可能な空き家の有効活用について
お答えします。

区では、居住可能な空き家対策を、
計画事業としております。

ご指摘のとおり、居住可能な空き家は、
住まいとしての活用、地域活動の場としての活用など、
様々な活用方法があると考えています。

現在、平成二十二年度に取りまとめた

「空家実態調査」の追跡調査を実施しております。

今後、居住可能な空き家の所有者の意向や、

地域における利活用の需要調査、

さらには、関係機関との連携方法を含め、

研究してまいります。

小田切 かずのぶ

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

二 木造密集地域の防災減災対策の更なる推進を

【要旨】

木造密集地域は地震火災による延焼の危険性が高い。地震の際の電気火災の出火確率、リスクを減らす手段のひとつとして、木造密集地域への感震ブレイカー導入を進めるべきと考えるが、いかがか。

※本年三月に閣議決定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」で、感震ブレイカーについては、とくに危険性の高い木造住宅が密集する地域（緊急対策区域）の普及率二十五パーセントを目指すとする具体目標を示した。

特別区長会は、国に感震ブレイカー配備について補助制度創設を要望しているが、実現していない。北区においては、田端西台自治会がメーカーから共同購入して会員の世帯に配付した事例がある。

なお、横浜市では、平成二十五年度より木造住宅が密集する地域を対象に、感震ブレイカーの設置費用の一部を補助している。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

二

次に、木造住宅密集地域への感震ブレイカーの導入にかんするご質問にお答えします。

特別区長会では、国に対し、切迫性が指摘される首都直下地震等への対策の一層の充実を図るため、災害対策の具体的な方策として

感震ブレイカー設置費用の補助制度創設について平成二十七年度予算編成に向けて

要望したところですが、実現に至っておりません。

北区といたしましては、当面、区民への普及・啓発に取り組むとともに、特別区長会を通して、引き続き、国の補助制度創設を求めてまいります。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

(質問の事項及び要旨)

三 自転車走行の安全対策推進を

(一) 自転車安全運転免許証発行事業の評価と課題、今後の取り組みを問う。

(二) 都の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を区としてどのように周知しているのか問う。

(三) 交通安全教室に参加しない方や北区ニュースを読まない自転車利用者に、どのように自転車の安全利用を周知していくのか。

(四) 板橋区等で行っている、道路に自転車が走るべき方向がわかるペイントをすべきと考えるが区の取り組みを問う。

【要旨】

平成二十六年、都内で発生した自転車対歩行者の事故は七百九十四件発生しており、この約三分の二が自転車側の交通違反が原因である。自転車ルールの更なる周知徹底とともに、更なる安全対策が必要である。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

三(一)

次に、自転車走行の安全対策推進を のうち、
自転車安全運転免許証についてお答えします。

現在、小学校四年生を対象に、
自転車の安全利用の実技及び筆記試験を実施し、
自転車の安全運転やマナー向上に努めており、
一定の成果を上げております。

実績につきましては、
平成二十六年度は十五校で実施し、
六百八十九名が受講しております。

今年度は、
十五校で約千名の受講を予定しております。

小学校四年生が対象のため、
全員が受講できないとの課題はありますが、
今後も受講者が増加するよう

学校、警察と連携して事業を推進してまいります。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

三(二)

次に、東京都の

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」
の周知についてお答えします。

区では、東京都の条例を受けて、
東京都北区交通安全計画を策定し、
高齢者の交通安全の確保、
自転車の安全利用の推進、二輪車事故の防止、
飲酒運転の根絶を重点施策として、
区内三警察署、交通安全協会、町会自治会、
商店街と連携し、
交通安全意識の普及啓発及び徹底に努めております。
今後も、各地域での様々なイベントの機会を活用し、
本条例に示す、東京都や自転車利用者等の責務や、
自転車の安全で適正な利用を周知してまいります。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

三(三)

次に、交通安全教室に参加しない方や北区ニュースを読まない自転車利用者への周知についてお答えします。

現在、区内では、三警察署を中心に、自転車利用者のマナー向上に向けた街頭指導や、毎月十八日の北区自転車安全日における啓発活動、危険な運転をする自転車利用者に対する交通指導と取り締まりを実施しております。

今後は、各地域でのイベント等を活用し、自転車の安全利用の内容を一層周知するとともに、区のホームページにも掲載し、危険な自転車運転の防止に向け、十分な周知徹底を図ってまいります。

小田切 かずのぶ

公 明

個 人

八

三(四)

次に、道路に自転車が走るべき方向を路面表示することについてお答えします。

現在、警視庁では、

自転車通行環境のエリア整備として、

都内七か所にモデル地区を設定し、

自転車通行帯への新たな取り組みとして、

自転車ナビマークを導入し、

車道左側の通行と進行方向を路面に表示しております。

モデル地区における効果を踏まえ、

警視庁では、順次、推進していくこととしています。

区としましても、警視庁の検証結果を踏まえ、

効果の期待できる路線については、

自転車通行帯の整備に向けて取り組んでまいります。

小田切かずのぶ

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

三 自転車走行の安全対策推進を

(一)

【要旨】

自転車走行の安全対策推進に関連して

区内の小・中学校での

交通安全教室実施について

教育委員会としての

見解と活用について、

伺う。

小田切 かずのぶ

公明

個人

八

三(一)

私からは、教育委員会の所管にかかわるご質問に
順次お答えします。

はじめに、自転車走行の

安全対策推進についてのご質問のうち、
交通安全教室等の実施にかんするご質問です。

六月一日より改正道路交通法が一部施行され、
違反者に対する講習の受講が、

中学生を含め、十四歳以上の運転者全員に
義務付けられました。

従前から、児童生徒が、自転車の安全な利用や
交通法規等の理解を深めることが

大変重要であるとの認識から、
各学校では、安全教育プログラムに基づき、

月一回の交通安全指導日や
週一回の児童朝会や朝礼等を通じて、

【後頁へ続く】

小田切 かずのぶ

公明

個人

八

【前頁から続く】

自転車の安全指導を行っています。

特に、小学校で実施している

自転車安全運転免許証を取得できる

自転車安全教室や

中学校で実施している

スクエアード・ストリート方式による

自転車交通安全体験教室は、

知識のみならず、

安全運転の仕方や事故の危険性を

実感することができ

大切な学習の機会であると認識しております。

今年度になり、

区内で小中学生の自転車による事故が

複数発生している状況も踏まえ、

【後頁へ続く】

(答 弁 案)

教育長答弁

教育委員会事務局教育指導課

小田切 かずのぶ

公明

個人

八

【前頁から続く】

各学校に対し、

交通安全教室等の充実を図るよう

働きかけてまいります。

小田切 かずのぶ

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

四 子供たちを犯罪から守る対策の推進を

(一) スマートフォンのルール作り

【概要】

台東区教育委員会では、

P T A 連合会と小・中学校長会と協議を重ね、
児童・生徒のネットトラブル等の未然防止を
目的とする使い方のルールを作成し、

小学校五年生から中学校三年生と保護者に
リーフレットを配り、周知の徹底と
トラブルを未然に防ぐ取り組みを行っている。

北区でも児童・生徒のスマートフォン等の
トラブル防止策の検討をされているが、
教育委員会としてルール作りを行い、
児童・生徒・保護者に周知徹底を
すべきだと考えるが、
教育長の見解を伺う。

小田切 かずのぶ

公明

個人

八

四(一)

次に、子どもたちを犯罪から守る対策の推進についてのご質問にお答えします。

はじめに、スマートフォン等の

ネットトラブル防止に向けての

教育委員会としての

ルールづくりと周知についてです。

現在、区内においても、小中学生の

スマートフォン等にかかる

ネットトラブルが発生しており、

各校では、道徳や技術・家庭科等の授業において

情報モラルについて指導するとともに、

セーフティ教室や企業を招いての出前授業等を通して

トラブルの防止に努めています。

この三月には、

区としての共通のルールづくりを検討するにあたり、

【後頁へ続く】

小田切 かずのぶ

公明

個人

八

【前頁から続く】

教育委員と各区立中学校の代表生徒との

懇談会を開催し、

スマートフォン等の使い方や

家庭で何か使用上のルールを

設けているかなどについて意見の交換を行いました。

現在、ルールについては、各学校ごとに基準を設け、

保護者会や学校だより等で、周知をしています。

今後は、子どもたちの意見とともに

小中学校のPTA連合会や

小中学校の校長会等の意見も聞きながら、

区としての共通のルールづくりを

進めてまいります。

小田切 和信

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

四 こどもたちを犯罪から守る対策の推進を

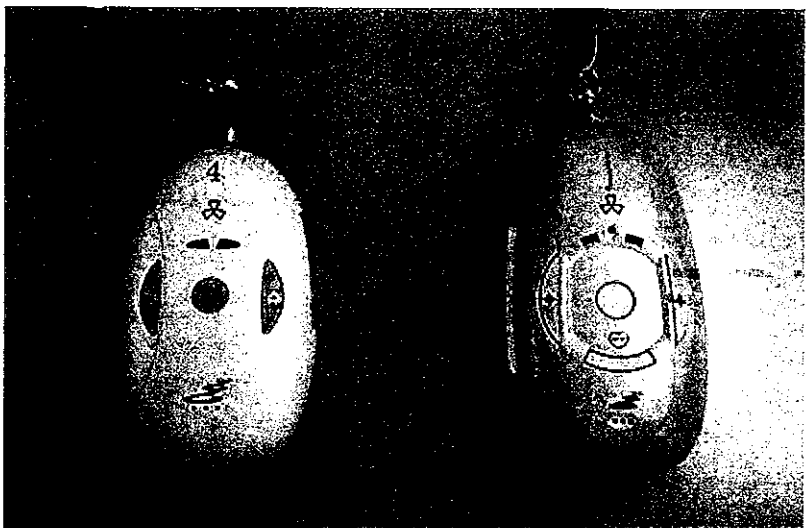
(一) 児童にGPS機能付緊急通報装置を配布すべき

【要旨】

品川区では子どもたちが犯罪被害を受けないようにするため、「地域の安全は地域で作り上げる」をモットーに区内小学生を対象にGPS機能付緊急通報装置、通称「まもるっち」を配布し、緊急通報時には生活安全サポート隊や近くの協力者が子供安全を見守る「近隣セキュリティシステム」を導入している。北区でも配布すべきと考えるが、区の考えを問う。

【参考】「まもるっち」(GPS機能付緊急通報装置)

防犯ブザーのスイッチを引っ張るとブザーがなり、緊急通報が発信され、区役所内の「まもるっちセンター」でオペレーターが児童と会話、GPS機能により発信地点を特定。緊急性の有無を判断し、発信地点付近の協力者、保護者、小学校生活安全サポート隊に送信し、駆けつけて付近の状況や子ども様子を確認し、児童の安全を確保する。



小田切 和信

公明

個人

八

四(二)

次に、GPS機能付き緊急通報装置の配付についてお答えします。

区では、子どもの安全対策として

小学校の新生生に対し、

防犯ブザーや子ども安全手帳の配布を行い、

また、通学路における防犯カメラの更新・新設や

児童交通指導員の配置、

子ども安全ボランティアによる見守りなど、

ハード・ソフト両面からの

子どもの安全対策を行っています。

品川区の「近隣セキュリティシステム」は、

主に区内小学生の登下校時の安全を確保するため、

GPS機能付緊急通報装置「まもるっち」を貸与し、

通報時には生活安全パトロール隊や学校関係者、

協力者が駆けつけるなど、

地域で子どもの安全を守る事業です。【次頁に続く】

小田切 和信

公明

個人

八

【前頁から続く】

これまでも、検討を行ってまいりましたが、導入に当たっては、

緊急時に現場に駆けつける協力者の確保などの地域の協力・支援体制の構築や、運営経費など、課題が多いと考えています。

区といたしましては、引き続き

地域における見守り体制の強化を進めるとともに、子どもたちを犯罪から守る対策を進めるため、さらに研究を行ってまいります。

小田切かずのぶ

公明

個人

八

(質問の事項及び要旨)

五、地域の諸課題について

(要旨)

西が丘地域や赤羽西地域は、公共交通機関の利用が困難であり、デマンドバスやコミュニティバスの運用を望む声が多い。今後、整備される「ROUTE2020 トレセン通り」と共に地域の足として交通環境の整備を行うべきと考えるが、区の見解を伺う。

小田切かずのぶ	公明	個人	八
---------	----	----	---

五

最後に、地域の諸課題についてお答えします。

西が丘地域や赤羽西地域へ、

デマンドバスやコミュニティバスなど、

新たな公共交通機関の整備を、とのお尋ねですが、

導入にあたりましては、事業採算性の確保や

民間の既存バス路線との競合を避けることなど、

慎重な検討が必要と考えております。

区といたしましては、

区内交通手段の確保の観点から

民間事業者等との連携も含めて、

引き続き、総合的に検討してまいります。